

電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準

1. 目的

電気及び電子機器廃棄物（e-waste）の排出量は年々増加しているが、適正なりサイクル処理は追いついておらず、アフリカ諸国等において不適正に処理されている実態がある。有害なものに限らず、非有害な e-waste も環境上適正に処理されなければ、健康被害や環境負荷を引き起こすことから、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）において有害な e-waste のみならず、非有害な e-waste も規制対象として条約下でコントロールすることの必要性が多く途上国から指摘された。

これを受けて、2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、同条約附属書を改正し、非有害な e-waste も新たに条約の規制対象に追加することが決定した。改正附属書が発効される2025年1月1日以降は、原則、非有害な e-waste を含む全ての e-waste を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となる。

さらに、当該決定を受けて、「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」で規定される e-waste の扱いが議論された。結果、コンセンサスに至ることができなかったことから、2024年4月5日にOECD環境政策委員会（Environment Policy Committee（EPOC））によって採択された「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（OECD/LEGAL/0266）」改定（amendments）においては、各国が国内法及び国際法を踏まえ、e-wasteのうち、「金属のみから成る電気部品（GC010）」及び「プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）」の扱いを各国がそれぞれ決定することとなった。

今回、新たに規制対象となる非有害な e-waste については、該当又は非該当を各国の解釈に基づいて決定することとなる。本判断基準は、バーゼル条約及び同条約を担保している「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、「バーゼル法」という。）に基づいて e-waste の輸出入を行う際に、当該 e-waste が規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるようにすることを目的とする。

2. 本基準の適用時期

2025年1月1日以降に輸出入が行われる e-waste に適用される。なお、本基準は、他国の e-waste の輸出入規制の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 本基準による判断の対象

COP15 における e-waste に係る附属書改正では、既存の有害な e-waste 項目

(A1180)を明確化した新項目(A1181)の創設、新たに規制対象となる非有害な e-waste 項目(Y49)の創設と 規制対象外であった e-waste 関連項目(B1110 及び B4030)の削除が決定された。また 有害な e-waste、非有害な e-waste とともに電気及び電子機器廃棄物(以下、「機器」という。) 部品、機器・部品の処理から生じる廃棄物(以下、「破砕物」という。)という3つのサブカテゴリーで規制対象となる e-waste の概念が明確化されることとなった。

このうち、については、前述のとおり概念が明確化されたものの、従来から規制対象となっているため、従来どおりの方法で判断を行うことが可能である。

他方、については、上述のとおり、機器・部品・破砕物と明確化されており、具体的に何が該当するかは、各国の解釈による。については、本判断基準によって、該当する非有害な e-waste を明らかにする。

(参考) バーゼル法における電気及び電子機器廃棄物の対象範囲について

平成 29 年のバーゼル法改正に伴い、雑品スクラップ規制強化の一環で、規定の明確化を図るため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(以下、「範囲省令」という。)別表第四(規制対象物のリスト)に個別具体の電気及び電子機器を加える変更を行った。我が国のバーゼル法における e-waste とはこの範囲省令別表第四の以下の廃棄物を指す。

- 範囲省令別表第四の一の項第十六号の無停電電源装置
- 範囲省令別表第四の一の項第十八号のイ及びロ
- 同号のハからエまで(既存の家電 4 品目及び小電 28 品目)
- 同号のテ及びア(給湯器及び配電盤)
- 範囲省令別表第四の三の項第二号の冷却装置を有する空気圧縮機(A3020)

これらの電気及び電子機器は範囲省令別表四に規定されていることから原則として有害な e-waste (A1181)となる。これらの機器については、範囲省令別表第四の一の項第十八号のイ及びロを除き、範囲省令別表第六の備考にあるように分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないのであれば、A1181 には該当せず Y49 に該当することとなる。部品と破砕物についての考え方は以下に示す。

4. 該非判断基準

A) 有害な e-waste (A1181) について

前述のとおり、有害な e-waste (A1181)は既に規制対象となっているため、従来どおりの判断を継続することになるが、参考までにこれまでの判断基準を示す。

(1). 機器

既に規制対象となっている機器は範囲省令別表第四の一の項第十八号に掲げる既存の家電 4 品目、小電 28 品目、及び業務用機器 4 品目(給湯器、配電盤、無停電電源装

置（同項第十六号、A1160）及び冷却装置を有する空気圧縮機（同表の三の項第二号、A3020）。これらについては、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないのであれば、A1181 には該当しない。ただしその場合でも、Y49 に該当することに留意する。

なお、範囲省令別表第四の一の項第十八号のイ及びロに該当する機器は、A1181 として規制対象となる。

(2). 部品

既に規制対象となっている機器は範囲省令別表第四の一の項第十八号のイ及びロ、同号のハからエまでに掲げる既存の家電 4 品目及び小電 28 品目、業務用機器 4 品目（給湯器、配電盤、無停電電源装置（同項第十六号、A1160）並びに冷却装置を有する空気圧縮機（同表の三の項第二号、A3020））であり、これらの部品も規制対象となる。これらについては、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないのであれば、A1181 には該当しないが、その場合でも、Y49 に該当することに留意する。

他の附属書 VIII の項目に該当する廃棄物は A1181 の項目ではなく、当該項目を適用する。

なお、以下の 2 つの部品については、改正附属書の A1181 コードにおいて、「特定の」と示されているため、以下に詳細な判断基準を示す。

基板について

範囲省令にて、平成 29 年のバーゼル法改正により明確化された使用済家電製品等と関係が強い範囲省令別表第二の二の項第一号、同項第二号に掲げる「金属のみから成る電気部品（GC010）」、「プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国が OECD 加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国が OECD 加盟国かどうかは問わない。）は、規制対象外のままとなる。

なお、前述のとおり、GC010 及び GC020 の扱いについては OECD 加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD 事務局が 2025 年 1 月 15 日以降にとりまとめ公表する見込み。

ディスプレイ機器について

ディスプレイその他の表示用電気機械器具として既に規制対象となっている。（別表第四の一の項第十八号のマ）

(3). 破碎物

既に規制対象となっている機器は範囲省令別表第四の一の項第十八号のイ及びロ、同号のハからエまでに掲げる既存の家電 4 品目及び小電 28 品目、業務用機器 4 品目（給湯器、配電盤、無停電電源装置（同項第十六号、A1160）並びに冷却装置を有する空気圧縮機（同表の三の項第二号、A3020））であり、それらの破碎物はこれまでどおり規制対象である。

GC010 及び GC020 に該当する基板を破碎したものについては、部品における取り扱いと同じくリサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国が OECD 加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国が OECD 加盟国かどうかは問わない。）は、規制対象外とする。

B) 非有害な e-waste (Y49) について

新たに規制対象に追加された、非有害な e-waste (Y49) について、具体的にどのような機器・部品・破碎物が該当するかの該非判断基準を、輸出先での処理能力の違いや残さ投棄の懸念を踏まえ定める。

(1). 機器

範囲省令別表第四の一の項第十八号のハからエまでに掲げる家電 4 品目及び小電 28 品目並びに業務用機器 4 品目のうち、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものは Y49 に該当する。

(2). 部品

Y49 の部品の範囲として、「附属書 II のその他の項目又は附属書 IX のその他の項目に含まれるものを除く」としている。そのため、Y46 から Y48 までに該当するものは、Y49 には含まれない。また他の非有害な廃棄物の項目の対象となっているものは含まない。

範囲省令別表第四の一の項第十八号のハからエまでに掲げる家電 4 品目及び小電 28 品目並びに業務用機器 4 品目のうち、分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものは Y49 に該当する。

基板について

範囲省令にて、平成 29 年のバーゼル法改正により明確化された使用済家電製品等と関係が強い範囲省令別表第二の二の項第二号に掲げる「金属のみから成る電気部品（GC010）」、「プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外

の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの（GC020）」については、リサイクル目的の輸出であって、輸出の相手国が OECD 加盟国の場合及び輸入の場合（輸入の相手国が OECD 加盟国かどうかは問わない。）は、規制対象外のままとする。

なお、前述のとおり、GC010 及び GC020 の扱いについては OECD 加盟国間で異なるため留意が必要。各国の規制状況については、OECD 事務局が 2025 年 1 月 15 日以降にとりまとめ公表する見込み。

ディスプレイ機器について

分解可能な最小単位で成分分析をした上で、全ての部品において範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないディスプレイについては、Y49 に該当することとなる。

バッテリーについて

Y49 に該当するものは「附属書 II のその他の項目又は附属書 IX のその他の項目で含まれるものを除く」とあるため、既存のバッテリー項目である附属書 IX の B1090 との関係性に留意が必要。また、附属書 VIII においても、既存のバッテリー項目として A1170 が記載されており、同様に留意が必要。

A1170 の対象は、別表第四の一の項第十七号により、分別されていない電池に加え、カドミウム、水銀、鉛の蓄電池が対象となる。そのため、多種多様な電池の混入の可能性がある市中回収等の電池のくずに関しては、別表第六第八号、第十一号又は第十三号に該当するものを含まない客観的な証明が必要であり、証明ができない場合、分別されていない電池として A1170 に該当。

B1090 にあたる別表第三の一の項第十号は「分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」とあるため、条件を満たせば、B1090 のバッテリーとなり Y49 に該当しない。

e-waste の部品に含有される電池は、上記に記載したカドミウム、水銀、鉛のもの以外にリチウムイオン電池やニッケル水素電池等があり、それらを含む e-waste で範囲省令別表第六に記載する有害物質を含まないものを Y49 該当とする。

鉱油を抜いた冷却用コンプレッサー（黒モーター）

これまで、冷却用コンプレッサーについては、範囲省令別表第四の三の項第二号に基づき、「当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）」の場合は規制対象とされ、鉱油を抜いたものについては非有害な冷却用コンプレッサーとして規制対象外となっていたところ。

しかし、今回の e-waste に係る附属書の改正を受けて、冷却用コンプレッサーは鉱油を抜いた非有害な冷却用コンプレッサーについても Y49 として規制対象に追加される。

なお、冷却用コンプレッサーのうち、鉱油を抜いた後に切断し、モーターコアを取り

出し分解したもので金属のくず（B1010）に該当するものは規制対象外とする。

鉱油を抜いたトランス

トランスについては、範囲省令別表第四の一の項第十八号イ、別表第四の三の項第十八号、別表第六第二十五号八に基づき規制対象とされ、鉱油を抜いたものについては非有害なトランスとして規制対象外となっていた。

しかし、今回の附属書の改正を受けて、鉱油を抜いたトランスについては Y49 として規制対象に追加される。

(3). 破砕物

破砕物に基板等が混入している場合、その基板等に範囲省令別表第六に記載する有害物質が含有されていないことを証明できなければ A1181、証明できた場合は Y49 となる。ただし、OECD 加盟国向けの輸出、又は全ての国からの輸入においては、範囲省令別表第二の二の項第二号の GC020 に該当する場合には規制対象外となる。

なお、プラスチックの破砕物が多く混入する場合、当然プラスチック関連項目（Y48、A3210、B3011）に該当するかどうかを判断する必要がある。

（参考）破砕物の判断基準について

A1181 と Y49 の破砕物の整理については上記のとおりだが、ここでは既に規制対象であるこれらの雑品スクラップと、規制対象外であるメタルスクラップ・メタルスクラップシュレッダーの間の線引きを行う。

平成 29 年のバーゼル法改正により明確化された使用済家電製品等を破砕して、分別し、原料としてそのまま炉に投入できる品質にまで調整されたものについては、メタルスクラップとして Y49 非該当とする。例えば、家電製品等には、鉄、銅、アルミニウム等が使用されているが、使用済家電製品等が手解体後、機械破砕を経て、物理選別（磁力、風力、浮力）等の選別工程後、それぞれの金属・合金ごとに一定程度均質な状態にまで整えられ、異物の混入が認められないスクラップの状態になれば、B1010「次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。）」に該当するものとして規制対象外とする。

またシュレッダーと言われる状態は、大きさがおよそ 10cm 以下になるまで破砕機にかけた状態を指す。シュレッダーにおいても、選別されて一定程度の均質な状態にまで調整されれば、B1050「非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）」として、規制対象外とする。記載のとおり、範囲省令別表第六に掲げる有害物質を含む場合、規制対象となる。

< 破碎物の規制対象の判断例 >

規制対象外	規制対象外	規制対象
<p>メタルスクラップ 複数の機械選別工程を経て、一定程度均質な状態にまで整えられ、原料としてそのまま炉に投入できる品質にまで調整されたもの。</p>	<p>メタルスクラップシュレッダー 複数の機械選別工程及び手選別を経て、一定程度の均質な状態にまで調整された、大きさがおよそ10cm以下のもの。(トウイッチ 等が含まれる場合もあり。)</p>	<p>雑品スクラップ 混合物や異物が含まれるもの。(ゾルバ 等が含まれる場合もあり。)</p>
		
<p>B1010該当</p>	<p>B1050該当</p>	<p>Y49またはA1181該当</p>

トウイッチ：高品質なアルミミックスメタル。

ゾルバ：アルミ系ミックスメタル、銅、基板、亜鉛等が混合したもの。現物としては樹脂、電池等が含まれることもある。

ただし、OECD 加盟国向けの輸出、又は全ての国からの輸入においては、範囲省令別表第二の二の項第二号の GC020 に該当する場合には規制対象外となる。